

一般社団法人園芸学会 海外旅費支給規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人 園芸学会（以下「本会」という。）の「役員等」に支給する海外旅費について定めるものとする。

2 前項に規定する「役員等」の区分は次のとおりとする。

- (1) 会長，副会長
- (2) 国際園芸学会評議員
- (3) 会長が認めた本会会員
- (4) 学会が主催する国際シンポジウムにおける海外在住スピーカー

(旅費の支給)

第2条 役員等（第1条第2項）が本会の用務のため海外出張した場合に，この規程に定める旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は，交通費，宿泊費，旅行雑費，日当 および参加費とする。

(交通費の支給方法)

第4条 交通費の支給額は，運賃実費とする。

- 2 航空運賃はエコノミークラスとし，空港までの交通費は別途加算して実費を支給する。
- 3 その他の交通手段の運賃は，原則として公共交通機関を利用し，その実費を支給する。
- 4 会務上の必要により特急料金，寝台料金を必要とした場合は，実際に支払った各料金を支給する。
- 5 会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には，増した日数分の日当及び宿泊費を支給する。

(旅行地の区分)

第5条 外国旅行に係る地方の区分は，指定都市とその他の2地方に区分するものとする。

- 2 前項に掲げる指定都市とは，ワシントン，ニューヨーク，ロサンゼルス，サンフランシスコ，ロンドン，パリ，ジュネーブ，モスクワ，シンガポール，アブダビ，ジッダ，クウェート，リアド及びアビジャンとし，その他とは，指定都市以外の地域とする。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は第5条第2項の区分により、1日につき指定都市では19,000円、それ以外の地域では13,000円とする。なお、機中泊については、支給しない。

(旅行雑費)

第7条 外国旅行に伴う旅券の交付手数料、旅客保安サービス、空港税、入出国税等、旅行損害保険料等の費用の実費を支給することができる。

(日当)

第8条 日当は1日につき指定都市では6,000円、それ以外の地域では5,000円とする。

(参加費)

第9条

参加費に食事や懇親会代が含まれない場合は参加費の全額を支出できるものとする。食事や懇親会代が含まれ、それぞれの金額の明細がある場合は、食事代、懇親会代を減額して支出する。参加費に食事代、懇親会代が含まれているが、それぞれの金額の明細がない場合は、食事代は1回あたり1,000円、懇親会は1回あたり3,000円とみなした上で、減額して支出するものとする。

(分担及び適用除外)

第10条 旅費の全部又は一部について他から支給された場合には、その額を減額して支給する。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成27年3月7日から施行する。
2. 令和4年9月3日に改訂